



第78期

定時株主総会 招集ご通知

日時 2022年 6月29日(水) 午前10時

場所 神奈川県川崎市川崎区日進町1番地
川崎日航ホテル 12階 鳳凰の間

黒田精工株式会社

証券コード：7726

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 補欠監査役2名選任の件

目次

第78期定時株主総会招集ご通知	1
添付書類	
事業報告	3
計算書類	23
監査報告	47
株主総会参考書類	53

証券コード 7726
2022年6月14日

株 主 各 位

神奈川県川崎市幸区堀川町580番地16

黒田精工株式会社

代表取締役社長 黒田 浩史

第78期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第78期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、後述のご案内に従って2022年6月28日（火曜日）午後5時5分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 神奈川県川崎市川崎区日進町1番地
川崎日航ホテル 12階 鳳凰の間
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第78期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類
ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第78期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 補欠監査役2名選任の件

4. 議決権の行使についてのご案内

- (1) 書面による議決権行使の場合
同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2022年6月28日（火曜日）午後5時5分までに到着するようご返送ください。
- (2) インターネットによる議決権行使の場合
インターネットにより議決権を行使される場合には、同封の「スマート行使リーフレット」をご高覧の上、2022年6月28日（火曜日）午後5時5分までに行使してください。
- (3) 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.kuroda-precision.co.jp>）に掲載させていただきます。

新型コロナウイルス感染防止への対応について

当社第78期定時株主総会（以下「本総会」といいます。）におきまして、新型コロナウイルスによる感染防止に向けた当社の対応を下記のとおりご案内させていただきます。

株主の皆様におかれましては、事情をご賢察のうえ、ご理解ならびにご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 株主様へのお願い

- ・総会当日の流行状況やご自身の体調に十分ご留意のうえ、ご来場については慎重にご判断されますようお願いいたします。
- ・株主様の議決権については、書面またはインターネットにより事前に行使することができますので、ぜひご活用ください（詳しくは本招集ご通知の1ページ目をご参照ください）。

2. ご来場される株主様へのお願い

- ・会場では、マスクのご持参、ご着用やアルコール消毒液のご使用にご協力をお願いいたします。

3. 当社の本総会における対応について

- ・役員および運営スタッフは、マスクを着用して対応させていただきます。また、場合により手袋を着用のうえ対応させていただきますことをあらかじめご了承ください。
- ・受付など会場内各所には、アルコール消毒液を設置いたします。
- ・会場での商品の展示などは中止させていただきます。
- ・ご来場の株主様で体調不良とお見受けした方には、運営スタッフがお声掛けさせていただき、入場をお控えいただくことがありますので、ご了承ください。

以 上

なお、今後、上記の内容を変更させていただく場合がございます。変更については、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.kuroda-precision.co.jp>）にてご案内申し上げます。

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における世界経済は、新型コロナウイルス感染症、期末に起きたロシアのウクライナ侵攻、半導体等の部品供給不足、輸送費やエネルギー価格の高騰等の影響はあったものの、総じて回復傾向が見られました。但し、一部業種は部品不足による減産等の影響を大きく受けました。

こうした状況下、当社グループにおいては主要顧客である半導体・各種分析関連装置市場に加えて自動車、家電向け金型システム商品の需要が好調に推移し、受注高は19,989百万円（前年同期比6,343百万円、46.5%増）と大幅な増加となりました。売上高は駆動システムの増産や、金型システムの売上増が寄与し18,042百万円（前年同期比4,753百万円、35.8%増）と受注高の増加と同様に大幅な増加となりました。

利益面に関しては、増収効果や利益率の改善が寄与して、営業利益は1,334百万円（前年同期比972百万円、268.3%増）、経常利益は1,437百万円（前年同期比1,079百万円、301.8%増）と大幅な増益となりました。

一方、当社の連結子会社であるJenaer Gewindetechnik GmbH(ドイツ)は、コロナ禍の影響の中で社員の欠員や高齢化に伴う退職者の増加、その補充のための新規採用が困難な状況が続いたこと等から生産が低迷したために、2期連続の営業損失計上となりました。今後エネルギー価格の高騰や、工場移転に伴う賃料の上昇の影響等も顕在化してくることも踏まえ同社固定資産の将来の回収可能性を検討した結果、特別損失として固定資産減損損失380百万円を計上することといたしました。

以上のことから、親会社株主に帰属する当期純利益は563百万円（前年同期比437百万円、345.0%増）となりました。

各セグメントの業績は以下のとおりです。

なお、各セグメントの売上高は、セグメント間の内部売上高を含めて表示しております。

○ 駆動システム

当セグメントでは、主要市場である半導体製造装置・各種分析関連装置分野向けを中心に高水準な受注が継続し、受注高は10,004百万円（前年同期比4,207百万円、72.6%増）と大幅に増加しました。受注高の増加に伴い生産体制増強に努めた結果、売上高は8,370百万円（前年同期比2,843百万円、51.5%増）となり、営業利益は1,137百万円（前年同期は営業利益99百万円）と大幅な増収増益となりました。

○ 金型システム

当セグメントでは、車載用モーター向け金型および家電用モーターコア等の受注増加により、受注高は5,965百万円（前年同期比1,403百万円、30.8%増）と増加となりました。売上高は、東南アジアでの新型コロナウイルス感染症の再拡大の影響を前半は受けたものの、操業が正常化した第3四半期以降売上を大きく伸ばした結果5,985百万円（前年同期比1,570百万円、35.6%増）、営業利益は274百万円（前年同期比48百万円、21.3%増）と増収増益となりました。

○ 機工・計測システム

当セグメントでは、部品納期の長期化等の影響を受けましたが、需要の回復や懸命の調達努力により、受注高は4,032百万円（前年同期比732百万円、22.2%増）、売上高は3,699百万円（前年同期比338百万円、10.1%増）と前年同期を上回りました。収益面では、人件費をはじめとした固定費の増加及び自動車業界減産の影響を受けた連結子会社の業績不振の影響等の結果、営業損失52百万円（前年同期は営業利益64百万円）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は1,025百万円で、その主なものは次のとおりであります。

駆動システム部門	当社かずさアカデミア工場及び富津工場 ボールねじ製造用機械装置
金型システム部門	当社長野工場及びクロダプレシジョンインダストリーズ(M) 金型製造用機械装置、モーターコア後工程装置

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、長期運転資金および設備資金として総額1,022百万円の長期資金を調達いたしました。また、安定的かつ効率的な調達を行うため、借入極度額3,000百万円のコミットメントライン契約を締結しており、2022年3月末時点の実行額は100百万円となっております。

(2) 直前3事業年度の企業集団の財産および損益の状況

区 分	第 75 期 (2019年3月期)	第 76 期 (2020年3月期)	第 77 期 (2021年3月期)	第 78 期 (当連結会計年度 (2022年3月期))
売 上 高 (百万円)	17,754	15,083	13,289	18,042
経 常 利 益 (百万円)	1,230	275	357	1,437
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	871	132	126	563
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	155円19銭	23円45銭	22円37銭	99円36銭
総 資 産 (百万円)	19,909	18,838	19,659	22,047
純 資 産 (百万円)	9,043	8,818	9,306	9,806
1 株 当 たり 純 資 産 額	1,580円46銭	1,529円08銭	1,610円98銭	1,693円66銭

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第78期の期首から適用しており、第78期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
クロダイインターナショナル株式会社	20,000 千円	100.0%	空気圧機器の製造販売
クロダプレジジョンインダストリーズ(M)	7,000 千リンギット	70.0	金型製品の製造販売
平湖黒田精工有限公司	2,695 千ドル	95.6	ボールねじ金型部品他の製造販売
韓国黒田精工株式会社	625,000 千ウォン	100.0	ボールねじの販売
KURODA JENA TEC HOLDINGS LTD.	3,358 千ポンド	100.0	JENA TECグループのホールディング会社
※ Jenaer Gewindetechnik GmbH	1,022 千ユーロ	100.0	ボールねじの製造販売
※ KURODA JENA TEC, INC.	60 千ドル	100.0	ボールねじ他の販売
株式会社ゲージング	22,000 千円	52.3	ゲージの製造販売

(注) 印の2社は、KURODA JENA TEC HOLDINGS LTD. を通じての間接所有となっております。

(4) 対処すべき課題

当社グループでは2021年度～2025年度の5年間を対象期間とする中期経営計画 Vision2025 を策定し、創業100周年を迎える2025年度までの期間を『新たな成長軌道への飛躍と安定的に利益を生む収益構造への転換を目指す5年』と位置付け、今次の中期経営計画を着実に実行・達成していくことが、当面の重要課題と認識しております。

具体的には、駆動システム事業では、小型直動システム商品の拡販、顧客の増産要求に対応する自動化等を推し進めより生産性を高めた製造ラインの構築及び生産管理強化による納期短縮、半導体以外の分野開拓等への取組み、金型システム事業では、電気自動車向けを始めとした高効率モーターコアの量産技術の開発と生産体制の整備によるコア量産プロジェクトの確実な推進、国内外でのアライアンス戦略の構築等への取組み、機工・計測システム事業では、当社独自の技術による高精度油圧治具や高効率研削装置等の新商品の開発やソリューション開発の加速、海外販売とサービス提供体制の強化等への取組みを引き続き進めてまいります。

さらにDX化推進を3事業（駆動システム事業、金型システム事業、機工・計測システム事業）の共通基盤とし、①収益力強化、②技術力強化、③顧客関係性強化を図り、世界的にニッチ・トップとなることを目指します。加えて、3事業の相互補完により、全社ベースで安定的に収益を上げ、成長分野への再投資と利益還元を適切な水準で実施することにより、成長戦略の実現と企業価値の向上を目指しています。

また、ESG経営への取り組みも一層強化していきます。環境面では、2019年に発表したCO2削減計画を2020年10月に表明された政府目標を踏まえて見直し、2050年度にカーボンニュートラル達成を目指すこととしました。具体的には、各種省エネ施策の実施、全社用車のEV化、工場への太陽光パネルの設置等に加え、経済合理性のある調達価格で購入できる環境になっていることを前提として再エネ由来等のカーボンフリー電力への切り替え、さらに削減が困難な部分の排出量については植林（J-クレジット制度）等によるカーボンオフセットを含めた施策により、カーボンニュートラル達成を目指してまいります。この計画を着実に実行するとともに、低炭素社会の実現に貢献できる高効率モーターコア等の技術開発を継続していきます。社会的責任を果たすため、デジタルシフトを促進しながら働き方改革や人事制度の見直し、人材育成を推進して社員がより働きやすく働き甲斐がある会社を作り上げる所存です。さらにIR活動に本格的に取り組むことにより、積極的に情報発信をしながら株主の皆様との対話を緊密にしてガバナンスを一層磨き上げ、企業価値の向上を目指すことも重要な課題と捉えています。

(5) 企業集団の主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

事業	主要製品
駆動システム	精密研削ボールねじ、転造ボールねじ、ボールねじアクチュエータ、XYステージ、ガイド、ギア
金型システム	積層精密プレス型、精密金属プレス商品、モーターコア
機工・計測システム	保持工具、ゲージ、平面研削盤、超精密鏡面研磨装置、超精密表面形状測定装置、コンプレッサ

(6) 企業集団の主要な営業所および工場 (2022年3月31日現在)

当社本社 (神奈川県川崎市)

国内生産拠点：当社富津工場 (千葉県富津市)、当社かずさアカデミア工場 (千葉県君津市)、当社旭工場 (千葉県旭市)、当社長野工場 (長野県北安曇郡池田町)

国内販売拠点：当社名古屋支店 (愛知県名古屋市)、当社大阪支店 (大阪府大阪市)

海外拠点：クロダプレジジョンインダストリーズ(M) (マレーシア)、平湖黒田精工有限公司 (中国)、韓国黒田精工株式会社 (韓国)、KURODA JENA TEC HOLDINGS LTD. (英国)、Jenaer Gewindetechnik GmbH (ドイツ)、KURODA JENA TEC, INC. (米国)

(7) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
611 (371) 名	6名減 (31名増)

(注) 使用人数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しておりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
421名	1名減	42.5歳	16.9年

(注) 使用人数は就業員数であり、出向者 (20名)、臨時従業員 (190名) は含まれておりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,172,250千円
株 式 会 社 横 浜 銀 行	486,008
株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行	440,000
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	216,400
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	211,250
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	182,000
株 式 会 社 千 葉 銀 行	171,400
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	145,600

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 14,960,000株
 ② 発行済株式の総数 5,683,150株 (自己株式7,583株を含む。)
 ③ 株主数 2,326名
 ④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
パーカー ハネフィン マニュファクチュアリング ユーケー リミテッド	942,700株	16.61%
黒田 浩史	279,398	4.92
株式会社みずほ銀行	276,235	4.87
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB)	262,400	4.62
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	198,100	3.49
ファナック株式会社	196,800	3.47
伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社	196,700	3.47
株式会社日本政策投資銀行	171,400	3.02
ユーログループ エスピーエー	168,600	2.97
株式会社横浜銀行	149,600	2.64

(注) 持株比率は自己株式 (7,583株) を控除して計算しております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役 (社外取締役を除く。)	7,448株	5名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、本招集ご通知13ページ「④取締役および監査役の報酬等の総額」に記載しております。

(3) 会社役員の状況

① 取締役および監査役の状況 (2022年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	黒 田 浩 史	クロダイインターナショナル(株)代表取締役社長 クロダプレシジョンインダストリーズ(M)取締役 平湖黒田精工有限公司董事長 韓国黒田精工(株)取締役会長 KURODA JENA TEC HOLDINGS LTD. 取締役会長 KURODA JENA TEC, INC. 取締役社長 Eurotranciatura U. S. A., LLC マネージャー
常 務 取 締 役	石 井 克 則	金型事業部長、長野工場長 クロダプレシジョンインダストリーズ(M)取締役 平湖黒田精工有限公司董事 Eurotranciatura U. S. A., LLC マネージャー
取 締 役	紫 波 文 彦	駆動システム事業部長、同営業部長 韓国黒田精工(株)取締役 KURODA JENA TEC HOLDINGS LTD. 取締役 KURODA JENA TEC, INC. 取締役 平湖黒田精工有限公司董事
取 締 役	米 川 泉	技術本部長、研修センター長
取 締 役	荻 窪 康 裕	管理本部長、経理部長、情報システム部長 KURODA JENA TEC HOLDINGS LTD. 取締役 KURODA JENA TEC, INC. 取締役
取 締 役	竹 山 龍 伸	パーカー・ハネフィン日本(株)代表取締役社長 (株)T A I Y O 取締役
取 締 役	石 川 常 夫	東洋メディック(株)監査役

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
常勤監査役	山本尚彦	クロダイインターナショナル(株)監査役 平湖黒田精工有限公司監査役 韓国黒田精工(株)監査役 (株)ゲーシング監査役 日本金型産業(株)監査役 Winwell Japan(株)監査役
監査役	米田隆	早稲田大学 商学大学院 ビジネス・ファイナンス研究センター 上席研究員(研究院教授) (株)グローバル・リンク・アソシエイツ代表取締役 (株)青山ファミリーオフィスサービス取締役
監査役	井口泰広	朝日生命保険(相)代表取締役常務執行役員 総務部 人事部 人事総務部担当 (株)白洋舎社外取締役 (株)セーフティ社外監査役 生命保険経営学会常務理事 NHSインシュアランスグループ(株)社外取締役

- (注) 1. 取締役竹山龍伸、取締役石川常夫の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役米田隆、監査役井口泰広の両氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役山本尚彦氏は、当社における経理部長の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役米田隆氏は、日本証券アナリスト協会プライベートバンキング教育委員会委員長であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役井口泰広氏は、金融機関での長年の業務経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 当社は、取締役竹山龍伸、取締役石川常夫、監査役米田隆、監査役井口泰広の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、各社外取締役及び各社外監査役との間で責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役または社外監査役が、その職務を行うにつき善意で重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる訴訟費用及び損害賠償金の損害を当該保険契約により補填することとしております。当該役員等賠償責任保険の被保険者は、当社及び当社の子会社の取締役、監査役であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。なお、被保険者の職務執行に関して悪意又は重大な過失があったことに起因する場合、若しくは当該契約において保険会社が免責されるべき事由として規定されている事由のある場合には保険が適用されないこととするなど、会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

④ 取締役および監査役の報酬等の総額

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	譲渡制限付 株式報酬	
取締役 (社外取締役を除く)	75	57	18	7
監査役 (社外監査役を除く)	16	16	—	1
社外取締役	3	3	—	1
社外監査役	6	6	—	2

(注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 上記報酬額には、当事業年度に係る譲渡制限付株式報酬額の費用計上額（社外取締役を除く取締役7名に対し、18百万円）が含まれております。

ロ. 非金銭報酬等の内容

業務執行取締役に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主との一層の価値共有を進めることを目的として株式報酬を交付しております。

当株式報酬の内容は、譲渡制限付株式報酬であり、2. 会社の現況及び下記ニに記載のとおりです。

ハ. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第62期定時株主総会で決議された年額240百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、監査役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第62期定時株主総会において年額60百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名、監査役の員数は3名です。また、これとは別枠で譲渡制限付株式報酬のための報酬限度額は、2018年6月28日開催の第74期定時株主総会で決議された年額30百万円（社外取締役は除く）以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役は除く）の員数は5名です。

二. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

a. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当社は、2021年2月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る決定方針（以下「決定方針」といいます。）を決議しております。

b. 決定方針の内容の概要

(a). 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業理念を實踐できる優秀な経営人財を確保し、上場企業として持続的な成長に不可欠な人財を登用できる報酬とします。個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とし、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とします。

具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬と非金銭報酬である株式報酬（譲渡制限付株式報酬）により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その役割と独立性の観点に鑑み、基本報酬のみを支払うこととします。

(b). 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとします。

(c). 非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の非金銭報酬は、業務執行取締役に対して、金銭報酬債権を付与して譲渡制限付株式を取得させるものであり、当社は、対象取締役に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主との一層の価値共有を進めることを目的として、原則として毎事業年度一定の時期に、対象取締役に、当社の取締役会決議に基づき金銭報酬債権を付与し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として会社に現物出資させることで、当社の普通株式を発行又は処分し、譲渡制限の合意等を含んだ割当契約を締結して、これを保有させます。

各対象取締役にに対して付与される譲渡制限付株式を取得させるための金銭報酬債権の金額及び交付される譲渡制限付株式の数は、譲渡制限付株式報酬規程等において規定されている算定方法に従い、役位、在任年数、株価等に基づき、決定します。

譲渡制限期間は、譲渡制限付株式の払込期日から30年間とします。譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件とし、譲渡制限が解除されます。また、譲渡制限期間が満了する前に当該割当契約に定める理由により当社の取締役の地位を退任した場合には、譲渡制限が解除されます。

(d). 金銭報酬の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準等を踏まえ、決定するものとします。

(e). 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に係る委任に関する事項

個人別の基本報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容の決定について委任を受けるものとし、代表取締役社長は、株主総会で承認された取締役の報酬限度額の範囲内で、各取締役の基本報酬額を決定する権限を有します。なお、株式報酬は譲渡制限付株式報酬規程において割当株式数に関する算定方法を規定しており、改訂する場合は取締役会の決議によります。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、監査役と意見交換をするものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該意見交換の内容に沿って決定をしなければならないこととします。

c. 当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、取締役会が監査役との意見交換において基本報酬について他社水準、当社の業績、従業員給与の水準等を踏まえた多角的な検討を行っており、代表取締役社長も当該意見交換の内容に沿って決定していること、株式報酬について譲渡制限付株式報酬規程に定める割当株式数に関する算定方法に基づき決定していること等決定方針との整合性を含めて総合的に審議決定しており、取締役の個人別の報酬等の内容は、決定方針に沿うものであると判断しております。

ホ. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定等

当事業年度においては、取締役会から各取締役の基本報酬の額の決定の委任を受けた代表取締役社長黒田浩史が、監査役との意見交換の内容に沿い、各取締役の基本報酬の額を決定しております。代表取締役社長に対して委任した理由は、当社全体の業績等を俯瞰しつつ各取締役の報酬水準の決定を行うためです。

⑤ 社外役員等に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

区 分	氏 名	重 要 な 兼 職 先	当 社 と の 関 係
社外取締役	竹 山 龍 伸	パーカー・ハネフィン日本(株) 代表取締役社長	取引関係はありません。
		(株)T A I Y O取締役	製造販売等の取引があります。
社外取締役	石 川 常 夫	東洋メディック(株)監査役	取引関係はありません。

区 分	氏 名	重 要 な 兼 職 先	当 社 と の 関 係
社外監査役	米 田 隆	早稲田大学 商学大学院 ビジネス・ファイナンス 研究センター 上席研究員 (研究院教授)	取引関係はありません。
		(株)グローバル・リンク・ アソシエーツ代表取締役	取引関係はありません。
		(株)青山ファミリーオフィス サービス取締役	取引関係はありません。
社外監査役	井 口 泰 広	朝日生命保険(相) 代表取締役常務執行役員 総務部 人事部 人事総務部担当	保険契約等の取引があります。
		(株)白洋舎社外取締役	取引関係はありません。
		(株)セーフティ社外監査役	車両運行等の取引があります。
		生命保険経営学会常務理事	取引関係はありません。
		NHSインシュアランス グループ(株)社外取締役	取引関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	活動状況および期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	竹 山 龍 伸	当事業年度に開催された取締役会17回のうち16回に出席いたしました。他社における企業経営の経験とグローバル経営全般に亘る識見に基づき、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための必要な発言を行っております。また、経営における重要事項の決定や業務執行の監督等の職務を適切に遂行しております。
社外取締役	石 川 常 夫	当事業年度に開催された取締役会17回全てに出席いたしました。他社における取締役または監査役の経験と金融全般に亘る識見に基づき、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための必要な発言を行っております。また、金融全般及び経営経験者としての専門的な知見を活かし、経営計画の策定等に関し取締役会等においてご発言をいただくなど、職務を適切に遂行しております。

区 分	氏 名	活 動 状 況
社外監査役	米 田 隆	当事業年度に開催された取締役会17回のうち16回、監査役会7回のうち6回に出席いたしました。企業経営の経験とグローバル経営全般に亘る識見に基づき、取締役会および監査役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための必要な発言を行っております。
社外監査役	井 口 泰 広	当事業年度に開催された取締役会17回、監査役会7回全てに出席いたしました。他社における経営企画部門、リスク管理部門、人事部門および事務・システム統括部門長の経験と管理部門全般に亘る識見に基づき、取締役会および監査役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための必要な発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

太陽有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
イ 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	28,600千円
ロ 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	29,200千円

- (注) 1. 当社の海外子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
4. 上記のロには、英文財務諸表の監査に関わる報酬が含まれております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

業務の適正を確保するための体制の決定内容の概要

当社の「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制」についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 基本方針

当社および当社の子会社（以下、当社グループという）は、株主・顧客・従業員および社会からの信用が当社の長期的繁栄の基礎であることを認識し、当社の経営理念に基づいて、顧客満足度の向上とより良い社会の構築に貢献することを目指して業務を推進します。

当社グループは、全ての業務が法令・定款・社内規程等の諸ルールに適合し、かつ効率的に行われるよう体制の整備を行い、その体制の不断の維持発展に努めます。

内部統制システムのさらなる充実を図るため、原則として毎年、基本方針の見直しの要否を検討します。

② 当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、リスク・コンプライアンス委員会をコンプライアンス全体を統括する組織として設置するとともに、社長直轄の内部監査室が内部監査を行います。

当社は、取締役および社員がコンプライアンス規程に従い、法令を遵守することを徹底します。

当社は、相談・通報体制を設け、コンプライアンス違反に関するリスクを未然に管理します。

③ 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、法令・社内規程に基づき、重要な会議の議事録を保管するとともにその他文書および情報の保存・管理を行います。

④ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、社長を委員長とする「リスク・コンプライアンス委員会」を設置し、損失の危険につき包括的に管理しています。同委員会の全社の方針設定および監督の下に、各種専門委員会においてそれぞれの分野に係るリスクとコンプライアンスの管理を行います。

有事の場合には、緊急事態対策規程に則り、社長を本部長とする緊急対策本部を設置し、危機管理マニュアルに従って危機管理に当たります。

⑤ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会規程に基づき、定例の取締役会を原則月1回開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督を行います。

また取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、常勤の取締役を中心とする経営会議を原則月2回以上開催し、業務執行に関する機動的な意思決定を図ります。

当社は、予算管理制度・人事管理制度・会社規程等を適宜見直すとともに内部統制制度を整備し、職務の執行が法令および定款に適合し、かつ効率的に行われることを確保します。

- ⑥ 当社および子会社からなる企業グループにおける業務の適正を確保するための体制
- イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 当社は、関係会社管理規程に従い、子会社の事業が適正に行われているか定期的に報告を求め、子会社の経営内容を把握します。
 子会社の経営に関する重要事項は当社の経営会議および取締役会に付議します。
 子会社における業務執行状況および決算などの財務状況に関する定期的な報告を受け、子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われているか確認します。
- ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 当社の子会社にはコンプライアンス担当者を設置します。
 当社のリスク・コンプライアンス委員会は当社の子会社も対象範囲としてグループ全体の管理を行います。
 当社のコンプライアンス規程は当社の子会社にも適用します。
- ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 当社は、関係会社管理規程に従い、子会社の重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督を行います。また子会社の経営効率を向上させるため、事業および経営内容を的確に把握します。
- ニ. 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 当社は、リスク・コンプライアンス委員会を当社グループのコンプライアンス全体を統括する組織として設置するとともに、社長直轄の内部監査室が内部監査を行います。
 当社は、当社グループの取締役および社員がコンプライアンス規程に従い、法令を遵守することを徹底します。
 当社は、相談・通報体制を設け、当社グループのコンプライアンス違反に関するリスクを未然に管理します。
 当社の監査役は子会社の監査役を兼ね、必要な監査を定期的実施します。
- ⑦ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 当社は、監査役の職務を補助する使用人を監査役会事務局に配置しています。当社は、監査役の求めに応じ監査役が外部弁護士およびコンサルタント等に必要な場合相談できるよう便宜を提供します。
- ⑧ 当社の取締役および使用人が監査役会または監査役に対して報告するための体制
 その他の監査役への報告に関する体制
 当社は、監査役が当社の取締役会および経営会議を含む重要会議に出席し、参加者より業務執行状況に関する説明を受けることができるよう体制を整えます。

また監査役が主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて当社グループの取締役または使用人にその説明を求めることができるよう、体制を整備します。
当社および当社グループの役職員は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見した場合には、法令に従い直ちに監査役に報告します。
監査役が当社社内の関係委員会、関係部門および会計監査人と連携して業務執行状況を十分かつ効率的に監督監視できる体制を整備します。

- ⑨ 子会社の取締役および監査役ならびに使用人等、報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
監査役へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止します。
- ⑩ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査役からの求めに応じ、社内規程に基づき監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還ならびに費用の処理を行います。
- ⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況
当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係を遮断し、不当要求には毅然とした対応をします。
反社会的勢力排除に向けた行動指針をコンプライアンス規程に定め、社員に周知徹底します。
情報収集に努め、トラブル発生時には、関係機関や専門家と緊密に連絡を取り迅速に対応できる体制を整備します。

⑫ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

イ. 取締役の職務の執行が効率的に行われていることの確保に対する取組みの状況

当社は、当事業年度において取締役会を計17回開催し、重要な意思決定および取締役の職務執行状況の監督を行っております。また、当事業年度において経営会議を計24回開催し、業務執行に関する機動的な意思決定を行っております。

ロ. リスク管理に対する取組み

当社は、リスク管理規程を制定し、リスク・コンプライアンス委員会が年1回主要な全社的リスクを洗い出し、管理方針を審議決定し、対策の進捗状況を年4回のリスク・コンプライアンス委員会で審議するとともに、年1回経営会議、取締役会に報告しております。

ハ. コンプライアンスに対する取組み

当社は、以前より業務を是正する機会を充実させる仕組みとして「ヘルプライン窓口」（社内窓口）を設置し、法令違反や不正行為等に関する情報を円滑に取得できる体制を整備しております。2015年度において、新たに社外の法律事務所にも連絡・相談窓口を設置し、コンプライアンスに関する一層の強化に努めております。

ニ. 監査役監査の実効性の確保のための取組み

当社の監査役は、取締役会・経営会議に出席して提言を行うほか、必要に応じて取締役や役職員に対して報告を求めています。監査役会は、当事業年度において7回開催され、各監査役から監査に関する重要事項について報告を受け、協議・決議を行っております。また、代表取締役社長と定期的に意見交換を行うほか、社外取締役、会計監査人および内部監査室との会合を実施することで情報交換および相互の意思疎通を図っております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部	負 債 の 部
流動資産	流動負債
12,062,870	7,322,160
現金及び預金	支払手形及び買掛金
2,899,395	1,610,155
受取手形及び売掛金	電子記録債務
3,944,367	2,462,646
電子記録債権	短期借入金
355,452	1,111,000
商品及び製品	リース債務
1,259,987	138,218
仕掛品	未払法人税等
2,027,353	492,859
原材料及び貯蔵品	賞与引当金
955,126	359,293
その他	受注損失引当金
625,179	7,716
貸倒引当金	資産除去債務
△3,993	37,861
固定資産	固定負債
9,984,911	4,919,323
有形固定資産	長期借入金
6,730,722	2,170,943
建物及び構築物	リース債務
2,380,604	576,961
機械装置及び運搬具	再評価に係る繰延税金負債
1,581,158	358,749
土地	役員退職慰労引当金
1,869,755	24,064
リース資産	退職給付に係る負債
692,246	1,426,236
建設仮勘定	その他
70,325	362,367
その他	12,241,484
136,632	負債合計
無形固定資産	純資産の部
898,734	株主資本
のれん	7,708,147
734,079	資本金
その他	1,911,680
164,655	資本剰余金
投資その他の資産	1,516,507
2,355,453	利益剰余金
投資有価証券	4,289,026
1,725,850	自己株式
繰延税金資産	△9,067
462,457	その他の包括利益累計額
その他	1,904,356
168,896	その他有価証券評価差額金
貸倒引当金	697,490
△1,751	土地再評価差額金
資産合計	814,401
22,047,781	為替換算調整勘定
	355,459
	退職給付に係る調整累計額
	37,004
	非支配株主持分
	193,793
	純資産合計
	9,806,297
	負債・純資産合計
	22,047,781

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上		18,042,958
売上原価		13,135,062
販売費及び一般管理費		4,907,896
営業利益		3,572,923
受取配当		1,334,972
受取替りによる投資利益	48,770	
分法による債権売却	110,318	
スクラップ売却	1,964	
その外費用	39,409	
営業外費用	32,816	
支売上	46,436	279,714
シロケートローン手数料	57,590	
貸付設備原価	34,222	
生計保の	2,694	
その常利	17,580	
特別利益	21,755	
固定資産売却益	43,215	177,058
投資有価証券売却益		1,437,628
雇用別調整損	112	
固定資産除却	2,409	
投資有価証券評価損	23,997	26,518
新型コロナウイルス感染症関連損失	454	
税金等調整前当期純利益	380,674	
法人税、住民税及び事業税	1,187	
法人税等調整	43,987	426,303
当期純利益		1,037,843
非親会社株主に帰属する当期純利益	525,970	
	△66,067	459,903
		577,940
		14,187
		563,753

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	
当 期 首 残 高	1,902,996	1,507,830	3,788,129	△8,936	7,190,019
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額			△6,174		△6,174
会計方針の変更を反映 した当期首残高	1,902,996	1,507,830	3,781,955	△8,936	7,183,845
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	8,684	8,676			17,361
剰 余 金 の 配 当			△56,681		△56,681
親会社株主に帰属 する当期純利益			563,753		563,753
自己株式の取得				△130	△130
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	8,684	8,676	507,071	△130	524,301
当 期 末 残 高	1,911,680	1,516,507	4,289,026	△9,067	7,708,147

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	766,638	814,401	301,494	58,789	1,941,324	175,415	9,306,758
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額							△6,174
会計方針の変更を反映 した当期首残高	766,638	814,401	301,494	58,789	1,941,324	175,415	9,300,584
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行							17,361
剰 余 金 の 配 当							△56,681
親会社株主に帰属 する当期純利益							563,753
自己株式の取得							△130
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△69,148	-	53,965	△21,784	△36,967	18,377	△18,589
当 期 変 動 額 合 計	△69,148	-	53,965	△21,784	△36,967	18,377	505,712
当 期 末 残 高	697,490	814,401	355,459	37,004	1,904,356	193,793	9,806,297

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 8社
- ・ 連結子会社の名称
クロダイインターナショナル(株)
クロダプレシジョンインダストリーズ (M)
平湖黒田精工有限公司
韓国黒田精工(株)
KURODA JENA TEC HOLDINGS LTD. (英国)
Jenaer Gewindetechnik GmbH(ドイツ)
KURODA JENA TEC, INC. (米国)
(株)ゲージング

② 非連結子会社の状況

- ・ 非連結子会社数 0社

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社および関連会社の状況

- ・ 持分法適用の関連会社数 1社
- ・ 会社等の名称 日本金型産業(株)

② 持分法を適用していない非連結子会社の状況

- ・ 会社数 0社

③ 持分法適用手続きに関する特記事項

持分法適用会社のうち、事業年度が連結会計年度と異なる会社については、各社の直近の事業年度に係る計算書類を使用しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、クロダプレシジョンインダストリーズ (M)、平湖黒田精工有限公司および韓国黒田精工(株)の決算日は、12月末日であります。クロダイインターナショナル(株)、(株)ゲージング、KURODA JENA TEC HOLDINGS LTD. およびその子会社の決算日は、2月末日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準および評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

- ・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

ロ. 棚卸資産

- ・製品・仕掛品

見込み生産品は移動平均法による原価法、受注生産品は個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。）

- ・商品・原材料・貯蔵品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。）

ハ. デリバティブ

時価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

（リース資産を除く）

親会社および国内連結子会社は定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。海外子会社は定額法によっております。

ロ. 無形固定資産および投資

定額法を採用しております。

その他の資産

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

（リース資産を除く）

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証の取り決めがあるものは当該保証額）とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、支給見込基準により計上しております。

ハ. 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度における受注契約に係る損失見込額を計上しております。

ニ. 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づき算出した期末要支給額の100%を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

- ステップ1：顧客との契約を識別する
- ステップ2：契約における履行義務を識別する
- ステップ3：取引価格を算定する
- ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する
- ステップ5：企業が履行義務を充足時に収益を認識する

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容、及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

- イ. 駆動システム事業
 駆動システム事業においては、主に精密研削ボールねじ、及び転造ボールねじの製造及び販売を行っております。商品又は製品の国内販売については、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるため出荷日基準にて収益を認識しており、輸出版売については、船積が完了して所有権が移転した時点にて収益を認識しております。
- ロ. 金型システム事業
 金型システム事業においては、主に積層精密プレス型、及びモーターコアの製造及び販売を行っております。積層精密プレス型については個々の売買契約に準拠した基準にて収益を認識しております。モーターコアの国内販売については、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるため出荷日基準にて収益を認識しており、輸出版売については、船積が完了して所有権が移転した時点にて収益を認識しております。
- ハ. 機工・計測システム事業
 機工・計測システム事業においては、主に平面研削盤、及び保持工具の製造及び販売を行っております。平面研削盤等については個々の売買契約に準拠した基準にて収益を認識しております。保持工具の国内販売については、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるため出荷日基準にて収益を認識しており、輸出版売については、船積が完了して所有権が移転した時点にて収益を認識しております。

⑤ 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（13年）による定額法により、それぞれ発生翌連結会計年度より費用処理しております。過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存期間以内の一定年数（13年）による定額法により、発生年度より費用処理しております。未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

- ⑥ 重要なヘッジ会計の方法
- ・ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理によっております。
 - ・ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段…金利スワップ取引
ヘッジ対象…借入金の金利変動リスク
 - ・ヘッジ方針 当社は堅実経営の観点から、金利変動リスクの低減のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。
 - ・ヘッジの有効性評価の方法 金利スワップについては、特例処理によっているため、有効性の評価は省略しております。
- ⑦ のれんの償却方法および償却期間
のれんの償却については、20年間の定額法により償却を行っております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。また、収益認識に関する会計基準の適用指針第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果が当連結会計年度の連結計算書類に与える影響は軽微です。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。なお、当該会計基準等の適用が連結計算書類に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

連結損益計算書

前連結会計年度まで営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「スクラップ売却益」は、金額の重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「スクラップ売却益」は11,629千円であります。

前連結会計年度まで区分掲記して表示しておりました「ロイヤリティ」（当連結会計年度は、3,439千円）は、金額の重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より営業外収益の「その他」に含めて表示しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

(のれん)

当社グループは、買収に伴い発生したのれんを連結貸借対照表に計上しており、当連結会計年度末現在、のれんの金額は連結総資産の3.3%（734,079千円）を占めています。

当社グループは、当該のれんにつき事業価値及び将来の収益力を適切に反映したものと考えていますが、事業環境や競合状況の変化等により期待する成果が得られないと判断された場合等には、減損損失が発生し、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

建物及び構築物	2,073,884千円
機械装置及び運搬具	172,938千円
工具器具備品	1,804千円
土地	1,025,967千円
投資有価証券	55,199千円
計	3,329,795千円

上記資産は長期借入金584,631千円、短期借入金682,476千円の担保に供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

16,820,281千円
減価償却累計額には減損損失累計額が含まれております。

(3) コミットメントライン契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引金融機関5行とコミットメントライン契約を締結しております。この契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

コミットメントラインの総額	3,000,000千円
借入実行残高	100,000千円
差引額	2,900,000千円

- (4) 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用土地の再評価を行い、「土地再評価差額金」を純資産の部に、税効果相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部にそれぞれ計上しております。

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4項に定める「当該事業用土地について地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定する方法」により算出しております。

再評価を行った年月日 2002年3月31日

再評価を行った土地の当期末における時価と
再評価後の帳簿価額との差額 $\Delta 830,797$ 千円

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度末の発行済株式数
普通株式	5,683,150株

(2) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2021年6月29日 定時株主総会	普通株式	56,681千円	10.00円	2021年3月31日	2021年6月30日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2022年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	141,889千円	25.00円	2022年3月31日	2022年6月30日

7. 減損損失に関する注記

(1) 減損損失の金額

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	減損損失
Jenaer Gewindetechnik GmbH (ドイツ)	事業用資産	機械及び装置、工具器具備品、 建設仮勘定、リース資産	380,674千円

(2) 資産のグルーピング方法

資産のグルーピングは継続的に損益の把握を行っている管理会計上の区分に基づき決定しております。

(3) 減損損失を認識するに至った経緯

Jenaer Gewindetechnik GmbH (ドイツ) については、コロナ禍の影響が続く中で社員の欠員や高齢化に伴う退職者の増加、その補充のための新規採用が困難な状況が続いたこと等から生産が低迷したために、2期連続の営業損失計上となりました。今後エネルギー価格の高騰や、工場移転に伴う賃料の上昇の影響等も顕在化してくることも踏まえ同社が保有する固定資産の将来の回収可能性を検討した結果、固定資産の減損損失を計上することといたしました。

なお、回収可能価額は使用価値により測定していますが、当該資産は将来キャッシュ・フローがマイナスであるため回収可能価額を零としております。

8. 資産除去債務に関する注記

(1) 資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

① 当該資産除去債務の概要

Jenaer Gewindetechnik GmbH (ドイツ) の工場移転に伴い、土地建物の不動産賃借契約に基づく原状回復義務、及び製造設備の移設費用であります。

② 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間は退去期限の1年後までと見積り、割引計算による金額の重要性が乏しいことから、割引前の見積り額を使用して資産除去債務の金額を計上しております。

③ 当連結会計年度における当該資産除去債務の金額の増減

期首残高	-千円
その他の増加額 (注)	37,861千円
差引額	37,861千円

(注) その他の増加額は、工場移転が決定したことにより資産除去債務を合理的に見積もることができるようになったため、計上したことによるものであります。

(2) 資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上していないもの

当社グループは、一部の工場用土地および事務所について、不動産賃借契約により、退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期限が明確でなく、現時点において移転等の予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積ることができません。そのため当該資産に見合う資産除去債務を計上しておりません。

9. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金又は電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、外貨建営業債権に係る為替変動リスクを一定の範囲に限定するために、為替予約取引を利用しております。

投資有価証券は主として株式であり、市場リスクに晒されておりますが、上場株式については四半期ごとに時価の把握をし、非上場株式については発行体の財務状況等を把握しております。

支払手形及び買掛金並びに電子記録債務は全て6ヶ月以内の支払期日であります。流動性リスクに対しては、経理部において月次の資金繰り表を作成するなどし、管理しております。

借入金の使途は運転資金、設備資金であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブ取引は内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

なお、金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（注1）は「投資有価証券」には含めておりません。また現金は注記を省略しており、預金、受取手形及び売掛金、電子記録債権、支払手形及び買掛金、電子記録債務、短期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
① 投資有価証券	1,573,724	1,573,724	—
② 長期借入金	2,170,943	2,162,019	△8,923
③ デリバティブ取引(注2)	(1,356)	(1,356)	—

(注1) 市場価格のない株式等は、非上場株式（連結貸借対照表計上額74,401千円）及び関係会社株式（連結貸借対照表計上額77,724千円）であります。

(注2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。なお、時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観測可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産および金融負債

(単位:千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	1,573,724	—	—	1,573,724
デリバティブ取引	—	(1,356)	—	(1,356)

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産および金融負債

(単位:千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	2,162,019	—	2,162,019

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価については、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。為替予約の時価は為替レート等の観察可能なインプットを用いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております（下記「長期借入金」参照）。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており（上記「デリバティブ取引」参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を用いて算定しております。

10. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは「駆動システム」、「金型システム」及び「機工・計測システム」の3つの報告セグメントに区分しており、当該報告セグメントは、最高経営意思決定機関が経営資源の配分の決定及び業績の評価をするために、定期的に検討を行う対象としていることから、これらの3事業で計上する収益を売上高として表示しております。また、地域別の収益は顧客の所在地に基づき分解しております。これらの分解した収益とセグメント売上高との関係は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	駆動システム	金型システム	機工・計測システム	合計
日本	4,393,667	1,324,799	3,415,728	9,134,195
中国(香港を含む)	1,581,468	753,565	212,825	2,547,859
その他アジア	583,204	1,486,961	34,022	2,104,188
北米	1,015,951	2,297,282	21,838	3,335,072
ヨーロッパ	757,983	122,677	11,200	891,860
その他	29,782	—	—	29,782
顧客との契約から生じる収益	8,362,057	5,985,285	3,695,614	18,042,958
その他の収益	—	—	—	—
外部顧客への売上高	8,362,057	5,985,285	3,695,614	18,042,958

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「会計方針に関する事項」の「重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,693円66銭
(2) 1株当たり当期純利益	99円36銭

12. 追加情報

(新型コロナウイルス感染症の影響)

新型コロナウイルス感染拡大に伴う経済への影響は概ね半年から1年続くと仮定し、のれん及び固定資産の減損、繰延税金資産の回収可能性の検討を行っております。

しかし、新型コロナウイルス感染拡大の今後の影響を予測することは困難であり、将来の不確実性が当社グループの行った会計上の結果に影響を与える可能性があります。

13. 金額の端数処理

千円未満を切り捨て表示しております。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		10,555,584	負 債 の 部		7,094,445
流 動 資 産		10,555,584	流 動 負 債		7,094,445
現金及び預金		2,528,617	支払手形		143,945
受取手形		100,945	電子記録債権		2,468,371
電子記録債権		341,458	買掛金		1,538,819
売掛金		4,086,481	短期借入金		100,000
商品及び製品		286,094	1年内返済予定の長期借入金		974,500
仕掛品		1,818,158	リース負債		99,367
材料及び貯蔵品		744,307	未払金		139,312
未収消費税等		326,261	未払費用		294,217
その他		324,741	未払法人税等		478,742
貸倒引当金		△1,483	前受金		105,402
固 定 資 産		10,200,085	賞与引当金		349,331
有形固定資産		6,247,251	受注損失引当金		7,716
建物		2,295,768	その他		394,718
構築物		40,180	固 定 負 債		4,648,365
機械及び装置		1,313,725	長期借入金		1,945,500
車両運搬具		2,399	リース負債		534,528
工具器具備品		106,879	再評価に係る繰延税金負債		358,749
土地		1,823,248	退職給付引当金		1,464,113
リース資産		610,885	その他		345,474
建設仮勘定		54,163	負 債 合 計		11,742,811
無 形 固 定 資 産		158,567	純 資 産 の 部		
借地権		79,530	株 主 資 本		7,500,966
ソフトウェア		37,954	資本金		1,911,680
リース資産		15,392	資本剰余金		1,488,041
その他		25,689	資本準備金		505,396
投 資 そ の 他 の 資 産		3,794,267	その他資本剰余金		982,645
投資有価証券		1,648,126	利益剰余金		4,110,311
関係会社株		1,155,927	利益準備金		36
関係会社長期貸付金		488,015	その他利益剰余金		4,110,275
長期前払費用		6,084	別途積立金		1,400,000
繰延税金資産		43,813	圧縮記帳積立金		8,682
その他		393,464	繰越利益剰余金		2,701,592
貸倒引当金		△1,908	自 己 株 式		△9,067
資 産 合 計		20,755,669	評価・換算差額等		1,511,892
			その他有価証券評価差額金		697,490
			土地再評価差額金		814,401
			純 資 産 合 計		9,012,858
			負 債 ・ 純 資 産 合 計		20,755,669

損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上	15,975,342
売上原価	12,021,315
売上総利益	3,954,026
販売費及び一般管理費	2,656,284
営業利益	1,297,741
営業外収益	51,770
受取配当金	105,000
為替差益	44,005
設スクラップ売却益	28,351
その他	31,843
営業外費用	45,497
支払上利息	21,184
貸付設備原価引	17,580
シンジェネーション手数料	2,694
生命保険料	21,755
その他	22,335
特別利益	1,427,666
固定資産売却益	99
投資有価証券売却益	2,409
雇用調整助成金	8,782
特別損失	454
固定資産除却損	1,187
投資有価証券評価損	1,013,514
関係会社株式評価損	20,318
新型コロナウイルス感染症関連損失	1,035,474
税金引当金	403,483
法人税、住民税及び事業税	457,362
法人税等調整額	△34,311
当期純損失(△)	△19,566

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		
					別 積 立 金	圧 縮 記 帳 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	
当 期 首 残 高	1,902,996	496,719	982,645	1,479,364	36	1,400,000	10,938	2,781,759
会 計 方 針 の 変 更 に よ る 累 積 的 影 響 額								△6,174
会 計 方 針 の 変 更 を 反 映 し た 当 期 首 残 高	1,902,996	496,719	982,645	1,479,364	36	1,400,000	10,938	2,775,584
当 期 変 動 額								
新 株 の 発 行	8,684	8,676		8,676				
剰 余 金 の 配 当								△56,681
当 期 純 損 失 (△)								△19,566
圧 縮 記 帳 積 立 金 の 取 崩							△2,255	2,255
自 己 株 式 の 取 得								
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)								
当 期 変 動 額 合 計	8,684	8,676	—	8,676	—	—	△2,255	△73,992
当 期 末 残 高	1,911,680	505,396	982,645	1,488,041	36	1,400,000	8,682	2,701,592

	株 主 資 本			評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	利 益 剰 余 金 合 計	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	4,192,734	△8,936	7,566,158	766,638	814,401	1,581,040	9,147,199
会 計 方 針 の 変 更 に よ る 累 積 的 影 響 額	△6,174		△6,174				△6,174
会 計 方 針 の 変 更 を 反 映 し た 当 期 首 残 高	4,186,559	△8,936	7,559,984	766,638	814,401	1,581,040	9,141,024
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行			17,361				17,361
剰 余 金 の 配 当	△56,681		△56,681				△56,681
当 期 純 損 失 (△)	△19,566		△19,566				△19,566
圧 縮 記 帳 積 立 金 の 取 崩	—		—				—
自 己 株 式 の 取 得		△130	△130				△130
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)				△69,148	—	△69,148	△69,148
当 期 変 動 額 合 計	△76,248	△130	△59,018	△69,148	—	△69,148	△128,166
当 期 末 残 高	4,110,311	△9,067	7,500,966	697,490	814,401	1,511,892	9,012,858

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準および評価方法

① 有価証券

イ. 子会社および関連会社株式 移動平均法による原価法

ロ. その他有価証券

・ 市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

移動平均法による原価法

・ 市場価格のない株式等

② 棚卸資産

イ. 製品・仕掛品

見込み生産品は移動平均法による原価法、受注生産品は個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。）

ロ. 商品・原材料・貯蔵品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。）

③ デリバティブ

時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

② 無形固定資産および投資

その他の資産

（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産についてはリース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証の取り決めがあるものは当該保証額）とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、支給見込基準により計上しております。

③ 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度における受注契約に係る損失見込額を計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

数理計算上の差異は、各期の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（13年）による定額法により、それぞれ発生の日より費用処理しております。過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存期間以内の一定年数（13年）による定額法により、発生年度より費用処理しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務を充足時に収益を認識する

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容、及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

イ. 駆動システム事業

駆動システム事業においては、主に精密研削ボールねじ、及び転造ボールねじの製造及び販売を行っております。商品又は製品の国内販売については、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間であるため出荷日基準にて収益を認識しており、輸出販売については、船積が完了して所有権が移転した時点にて収益を認識しております。

ロ. 金型システム事業

金型システム事業においては、主に積層精密プレス型、及びモーターコアの製造及び販売を行っております。積層精密プレス型については個々の売買契約に準拠した基準にて収益を認識しております。モーターコアの国内販売については、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間であるため出荷日基準にて収益を認識しており、輸出販売については、船積が完了して所有権が移転した時点にて収益を認識しております。

ハ. 機工・計測システム事業

機工・計測システム事業においては、主に平面研削盤、及び保持工具の製造及び販売を行っております。平面研削盤等については個々の売買契約に準拠した基準にて収益を認識しております。保持工具の国内販売については、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間であるため出荷日基準にて収益を認識しており、輸出販売については、船積が完了して所有権が移転した時点にて収益を認識しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

- ① ヘッジ会計の方法
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象
- ③ ヘッジ方針
- ④ ヘッジの有効性評価の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。
 ヘッジ手段…金利スワップ
 ヘッジ対象…借入金の金利変動リスク
 当社は堅実経営の観点から、金利変動リスクの低減のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。
 金利スワップについては、特例処理によっているため、有効性の評価は省略しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。また、収益認識に関する会計基準の適用指針第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果が当事業年度の計算書類に与える影響は軽微です。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。なお、当該会計基準等の適用が計算書類に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(1) 貸借対照表

前事業年度まで流動資産の「その他」に含めて表示しておりました「未収消費税等」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より、区分掲記しております。

なお、前事業年度の「未収消費税等」は49,294千円であります。

前事業年度まで区分掲記して表示しておりました「前払費用」（当事業年度は、50,725千円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より流動資産の「その他」に含めて表示しております。

前事業年度まで区分掲記して表示しておりました「預り金」（当事業年度は、16,320千円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より流動負債の「その他」に含めて表示しております。

(2) 損益計算書

前事業年度まで営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「スクラップ売却益」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より、区分掲記しております。

なお、前事業年度の「スクラップ売却益」は10,231千円であります。

前事業年度まで区分掲記して表示しておりました「ロイヤリティ」（当事業年度は、3,682千円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より営業外収益の「その他」に含めて表示しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

(関係会社株式)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

勘定科目	当事業年度
関係会社株式	1,155,927千円
関係会社株式評価損	1,013,514千円

なお、当社の連結子会社であるJenaer Gewindetechnik GmbH（ドイツ）については、コロナ禍の影響が続く中で社員の欠員や高齢化に伴う退職者の増加、その補充のための新規採用が困難な状況が続いたこと等から生産が低迷したために、2期連続の営業損失計上となりました。今後エネルギー価格の高騰や、工場移転に伴う賃料の上昇の影響等も顕在化してくることも踏まえ、同社が保有する固定資産の将来の回収可能性を検討した結果、固定資産の減損損失380百万円を連結計算書類において特別損失として計上いたしました。この固定資産の減損損失の計上に伴い、当社が保有する同社の親会社であるKURODA JENA TEC HOLDINGS LTD.（英国）の株式の実質価額が著しく低下したため、当該株式について、上記の関係会社株式評価損を計算書類において特別損失として計上いたしました。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する事項

当社は、国内外の連結子会社6社及び持分法適用関連会社1社に対する関係会社株式を保有しており、いずれも市場価格のない株式であります。

これらの関係会社においては、経済環境の変化や予測できない費用の発生等の影響により当社グループが計画したとおりの成果が得られる保証はなく、関係会社各社の業績の悪化により関係会社株式の実質価額が著しく低下した場合には、翌事業年度に評価損が認識される可能性があります。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

建物及び構築物	2,046,715千円
機械装置及び運搬具	172,938千円
工具器具備品	1,804千円
土地	946,617千円
投資有価証券	55,199千円
計	3,223,276千円

上記資産は長期借入金558,435千円、短期借入金676,764千円（1年内返済予定の長期借入金576,764千円を含む）の担保に供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 減価償却累計額には減損損失累計額が含まれております。

14,751,722千円

(3) 保証債務

子会社の金融機関からの借入金に対する債務保証
Jenaer Gewindetechnik GmbH 80,000千円

(4) コミットメントライン契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引金融機関5行とコミットメントライン契約を締結しております。この契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

コミットメントラインの総額	3,000,000千円
借入実行残高	100,000千円
差引額	2,900,000千円

(5) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権	658,055千円
② 長期金銭債権	488,015千円
③ 短期金銭債務	89,497千円

(6) 「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、「土地再評価差額金」を純資産の部に、税効果相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部にそれぞれ計上しております。

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4項に定める「当該事業用土地について地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定する方法」により算出しております。

再評価を行った年月日	2002年3月31日
再評価を行った土地の当期末における時価と 再評価後の帳簿価額との差額	△830,797千円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

(1) 売上高	2,218,010千円
(2) 仕入高	508,488千円
(3) 販売費及び一般管理費	13,877千円
(4) 営業取引以外の取引高	17,723千円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当 事 業 年 度 末 の 株 式 数
普 通 株 式	7,583株

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰 延 税 金 資 産	
賞 与 引 当 金	106,825 千円
棚 卸 資 産 評 価 損 否 認 額	51,393
減 損 損 失	6,773
株 式 評 価 損 否 認 額	449,193
退 職 給 付 引 当 金	447,725
未 払 金	46,974
未 払 費 用	17,355
そ の 他	52,762
小 計	1,179,004
評 価 性 引 当 額	△479,606
繰 延 税 金 資 産 合 計	699,398
繰 延 税 金 負 債	
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△285,107
買 換 特 例 圧 縮 記 帳 積 立 金	△3,824
そ の 他	△17,002
繰 延 税 金 負 債 合 計	△305,934
繰 延 税 金 資 産 の 純 額	393,464

(注) 上記の他、再評価に係る繰延税金負債358,749千円を固定負債に計上しております。

9. 関連当事者等の取引に関する注記

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	KURODA JENA TEC HOLDINGS LTD.	所有 直接100%	役員の兼任	資金 の貸付	—	長期 貸付金	323,863

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

10. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報について連結注記表 10. 収益認識に関する注記に 同一の内容を記載しておりますので注記を省略しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,588円01銭
- (2) 1株当たり当期純利益 △3円44銭

12. 追加情報

(新型コロナウイルス感染症の影響)

新型コロナウイルス感染拡大に伴う経済への影響は概ね半年から1年続くと仮定し、関係会社株式及び固定資産の減損、繰延税金資産の回収可能性の検討を行っております。

しかし、新型コロナウイルス感染拡大の今後の影響を予測することは困難であり、将来の不確実性が当社の行った会計上の結果に影響を与える可能性があります。

13. 金額の端数処理

千円未満を切り捨て表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月26日

黒田精工株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	和田 磨紀郎	ⓐ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小野 潤	ⓐ

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、黒田精工株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、黒田精工株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月26日

黒田精工株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	和田 磨紀郎	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小野 潤	Ⓔ

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、黒田精工株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第78期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第78期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、職務の分担等の監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に必要に応じオンライン形式も交え出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、定期的に営業の報告を求めるほか、子会社の取締役等とオンライン形式も交え意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び太陽有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人である太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月30日

黒田精工株式会社 監査役会

常勤監査役 山本尚彦 ⑩

社外監査役 米田隆 ⑩

社外監査役 井口泰広 ⑩

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第78期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金25円 総額は141,889,175円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年6月30日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

(1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第18条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。

(2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第18条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。

(3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。

(4) 上記の新設および削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p>	<p>(附則) <u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u> <u>第1条 定款第18条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および定款第18条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u> <u>2 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第18条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。</u> <u>3 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 補欠監査役2名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、あらかじめ補欠監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は次のとおりであります。佐古斉文氏は監査役山本尚彦氏の補欠としての監査役候補者、渡辺伸行氏は社外監査役米田隆氏および井口泰広氏の補欠としての社外監査役候補者であります。

当該補欠監査役につきましては、監査役が法令に定める員数を欠くことを就任の条件とし、その任期は前任者の残余期間とします。

なお、補欠監査役の選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものといたします。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	さこ よしふみ 佐古 斉文 (1957年1月14日生)	1997年 3月 ㈱大沢商会電子情報部長 2002年 7月 日本GEマーケットメティカルシステム㈱CIS営業部長 2005年 4月 GE横河メティカルシステム㈱マーケット事業部長 2007年 4月 当社入社、情報システム部長 2007年 6月 当社総務部長、情報システム部長 2009年 6月 当社取締役管理本部長、情報システム部長 2017年 6月 当社常務取締役管理本部長、情報システム部長 2020年 4月 当社常務取締役管理本部長 2021年 6月 当社顧問 (現任) [重要な兼職の状況] なし	13,773株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の 株 式 数
2	わたなべ のぶゆき 渡辺 伸行 (1972年8月7日生)	1999年4月 弁護士登録・TMI総合法律事務所入所 2007年1月 TMI総合法律事務所パートナー弁護士（現任） 2012年6月 ㈱クレオ社外監査役（現任） 2020年6月 学校法人角川ドワンゴ学園監事（現任） 2020年9月 グリー㈱社外取締役（監査等委員）（現任） [重要な兼職の状況] TMI総合法律事務所弁護士 ㈱クレオ社外監査役 学校法人角川ドワンゴ学園監事 グリー㈱社外取締役（監査等委員）	—

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 渡辺伸行氏は補欠の社外監査役の候補者であります。
3. 佐古斉文氏は、国内外の大手企業において要職を歴任し、2009年6月に当社取締役就任以降は管理本部長として優れた経営手腕を発揮し、また財務および会計に関する相当程度の知見も有することから当社の監査役候補者として適任と判断しております。
4. 渡辺伸行氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与しておりませんが、弁護士としての豊富な経験と実績および幅広い識見を有し、それらを活かした役割を期待するとともに、当社の社外監査役候補者として適任と判断しております。
5. 渡辺伸行氏が社外監査役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度額に限定する契約を締結する予定であります。

6. 役員等賠償責任保険契約の締結について

当社は、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、監査役を被保険者に含めており、今後更新の予定であります。本議案でお諮りする候補者が監査役に就任した場合、当該保険契約の被保険者となります。

【保険契約の内容の概要】

被保険者である役員がその業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けることによって被る損害について填補します。

以上

株主総会会場ご案内図

会 場 神奈川県川崎市川崎区日進町1番地
川崎日航ホテル 12階 「鳳凰の間」
電話 044(244)5941 (代)

交 通 J R川崎駅中央東口下車徒歩1分
京急川崎駅下車徒歩5分

